

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定によって、県のホームページの管理・運営及び県が実施する相談業務に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によって、別冊一及び二のとおり公表する。

平成二十一年三月十八日

同	同	同	広島県監査委員
			山崎正博
			芝清
			高橋義則
			加賀美和正